

健長第639号
令和3年4月30日

各高齢者施設管理者 殿

山梨県福祉保健部長



新型コロナウイルス感染防止のための対策の徹底等について(通知)

日頃から、本県の高齢者福祉行政に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況は、変異株の出現により全国的に感染者が再拡大しており、本県でも高齢者施設においてクラスターが発生するなど、介護サービス事業所等においても、高い緊張感を持って警戒すべき状況にあります。

施設内で感染が拡大すれば、サービスの継続が困難な状態となり、利用者やその御家族の生活に大きな影響を与えることとなります。

現在も、感染経路が不明な患者が占める割合が高く、周囲に感染者がいることに気づかず、知らないうちに感染する可能性が高くなっていることに加え、変異株は感染力が非常に強いとされております。

マスクの着用や手指消毒、換気等について、今以上に徹底して頂くとともに、職員・入所者に少しでも症状がある場合には、受診して検査を行うよう徹底してください。

※ 感染対策の具体的なポイントにつきましては、令和2年11月25日付け健長第3289号山梨県福祉保健部健康長寿推進課長通知「新型コロナウイルス感染防止のための対策の徹底等について」によりお示しさせていただいているところでありますが、改めてご確認ください。

福祉保健部健康長寿推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp
FAX : 055-223-1469
・介護サービス振興担当
TEL : 055 (223) 1455
・介護基盤整備担当
TEL : 055 (223) 1451

健長第3289号
令和2年11月25日

各高齢者施設管理者 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長

新型コロナウイルス感染防止のための対策の徹底等について(通知)

日頃から、本県の高齢者福祉行政に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況は全国的に拡大傾向にあり、本県においても11月だけで111件の発生が見られています。(※11月23日現在)

介護サービス事業所においても、利用者・介護職員複数名に陽性者が確認されクラスターとなるなど、高い緊張感を持って警戒すべき状況にあります。

ひとたび感染が発生すれば、事業所職員は健康観察のため自宅待機となる場合も多く、サービスの継続が困難な状態となり、利用者やその御家族の生活に大きな影響を与えることとなります。

現在、感染経路が不明な患者が占める割合が高くなっており、周囲に感染者がいることに気づかず、知らないうちに感染する可能性が高い状況となっています。

つきましては、別添のとおり感染対策の具体的なポイントをまとめましたので参考にしていただき、改めて対策を徹底していただきますようお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp
FAX : 055-223-1469
・介護サービス振興担当
TEL : 055 (223) 1455
・介護基盤整備担当
TEL : 055 (223) 1451

感染対策の具体的なポイント

1)施設における基本的な感染予防策と対応力向上

①手指消毒の励行、定期的な換気

- ・ 基本的な感染予防策として、マスク着用の徹底、手指消毒、定期的な換気が重要。
- ・ 換気については、2方向の窓を開けて空気の通り道を作る。
- ・ 冬期においては、室温と湿度の確保に留意して換気を行うことが必要である。定期的な換気により急激な温度変化をきたす場合には、「寒冷な場合における新型コロナ感染防止等のポイント」を参考に、常時換気や2段階換気などを取り入れることにより、室温18℃以上、湿度40%以上を確保することに留意する。

https://corona.go.jp/proposal/pdf/cold_region_20201112.pdf

②職員の日々の健康管理

- ・ 出勤前に体温を計測する。
- ・ 発熱や、発熱がなくても上気道症状がある場合は出勤の可否を上司に相談する。
- ・ 症状がなくなるまで、自宅療養を行う。
※発熱、咳等の症状がある場合は、最寄りの保健所に連絡し、受診先の紹介を受け受診する。
※医師の判断によりPCR検査を受けること。また結果については所属長に報告する。
※検査結果が陰性であっても、症状が軽快するまでは出勤しないことを徹底する。
- ・ 支援する利用者がマスクの着用ができない場合などは、マスクの着用に加え、必要に応じてゴーグルや手袋を着用し、感染防止に努める。
- ・ 換気が不十分で密になる空間に集団で集まることを避ける。
- ・ 休憩や昼食の場面は、感染が拡大する可能性があるため、換気を行い、職員同士の距離をとり、短時間で、会話は行わないよう留意すること。
- ・ 最近の発生状況を見ると、流行地域への行き来、イベントへの参加、多人数での会食等は注意が必要であり、職員の行動について注意を促す。

③利用者の日々の健康管理

- ・ 感染の疑いを早期に把握するため、毎日の検温の実施や食事の際に体調確認を行う等、日頃から利用者の健康状態や変化について留意する。
- ・ 感染対策として手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 利用者に対しマスクの着用を徹底すること。状態により困難な場合も着用を促す。
- ・ 発熱等体調不良者が発生した場合は、個室管理するなど感染対策を行う。

④施設内でのイベント等の見直し

- ・まん延期においては、感染防止の観点から、外部者の出入りやカラオケ、合唱等、感染リスクを高めるイベントを見直す（飛沫感染や接触感染の防止）。
- ・イベント等を実施する場合も、人と人との距離や配置に注意する。

⑤面会について

- ・面会については、感染経路の遮断という観点とつながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、緊急やむを得ない場合を除き制限するが、制限の程度の判断は「社会福祉施設における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」を参考にすること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

⑥動画「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」等の視聴

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた基本的な所作を習得できるよう感染対策のポイントについての動画が掲載されている。

<https://www.youtube.com/watch?v=gSgft2xPMVc>

- ・これら「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」の視聴や、その他の動画視聴により、感染対応力向上を図る。

⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)

- ・本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されており、下記URL 資料も参考にしつつ、本アプリの活用について職員に周知を行う。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000647648.pdf>

※山梨県の場合、COCOA で陽性者との接触が確認されれば、無症状でも検査の対象となる。

2)物資の確保

①在庫量と使用量・必要量の確認

- ・各物資の在庫量を確認する。
- ・日頃の物資の必要量を確認する。
- ・濃厚接触者への対応等を踏まえた必要量の想定を行い、感染者発生時に物資が不足した場合には必要量を速やかに県等に要望できるように備えておくことも有用。

②一定量の備蓄

- ・要望しても届くまでに時間がかかることも考えられるため、普段から数日分は備蓄しておくことが望ましい。
- ・濃厚接触者への対応などにより使用量が増加するため、備蓄状況を把握し、不足の時の連絡先を確認しておく。

3)関係者の連絡先の確認

①感染対策に係る関係者の連絡先の確認

- ・ 平時から管轄の保健所のほか関係者の連絡先を確認し、必要な者に共有しておく。

4) 感染者発生時のシミュレーション

① 個室管理、生活空間の区分け

- ・ 施設の構造や入所者の特性を考慮して対応を検討する。

※対応できる範囲は施設の構造等によって様々であり、基本的な考え方(区域を分ける、それぞれの区域がわかるようにする、汚染区域(可能性がある区域)に入る際は必要な防護具を装着した上で活動すること、汚染区域(可能性がある区域)を出る前に決められた場所で防護具を脱ぐ 等)を各職員が認識することが重要。

※感染者発生時には保健所等の指示により対応する。

② 勤務体制の変更、人員確保

- ・ 県内の医療機関では、職員の半数が濃厚接触者となり勤務できない状況となった事例がある。
- ・ 高齢者施設において感染者等が発生した場合、感染者である職員は入院もしくは自宅療養又は宿泊療養、濃厚接触者である職員は自宅待機となるが、これにより職員が不足しサービスの提供が困難となることが想定される。
- ・ 仮に複数名が感染者(又は濃厚接触者)となった場合、どのように対応するか事前に検討しておく。

③ 検体採取場所の確保

- ・ 感染者が発生した施設において、入所者の状態により受診が困難な場合などは、保健所等が施設において検体採取を行う場合も考えられる。
- ・ そのような場合に備え、検体採取が行われる場所について、以下の観点も踏まえ事前に検討しておく。

※当該場所までの入所者の移動については、濃厚接触者とその他の入所者が接触しないよう、可能な限り動線が分けられていることが望ましい。

※検体を採取する場所は十分な換気及び適切な消毒を行うこと。

5) 情報共有

① 感染者発生時の対応方針の共有

- ・ 感染者が発生した場合、人員や物資をどのように確保するか、濃厚接触者やその他の入所者へどのようにケアを行うかなど、事前に入所者、家族、協力医療機関等と共有しておく。

6) 感染が発生した場合

- ・ 患者の発生により、利用者が濃厚接触者になった際のサービス利用や変更について、ケアマネジャーや市町村等と協議する。
- ・ 患者が発生した場合は、利用者の把握、行動等の詳細な聞き取りについて保健所に協力する。

7)感染症発生時の業務継続計画について

- ・感染症発生時(特にクラスター発生時)には、減少した職員での業務継続可否の判断や、関係者への連絡、利用者への個別ケアの調整などが必要となるため、有事に備えこれらについて事前に計画を策定しておくこと。